

論文の内容の要旨

論文題目 ジェイムズ・ステュアートの貨幣・信用論

氏名 古谷豊

本稿はジェイムズ・ステュアート(1713-1780)の貨幣・信用論を原理的・体系的観点から究明し、重商主義の一つの理論的到達点としてその再評価を試みたものである。現在ステュアートの経済理論は「最初の貨幣的経済学」という位置づけがなされつつある。古典派が経済を実物的観点に軸を置いて理論化したとするならば、ステュアートは古典派以前の重商主義の学説を集大成して古典派とは異なる側面（貨幣的側面）を中心にして理論化したと捉えるのである。本稿ではこの近年のステュアート研究の成果を批判的に検討する形で、ステュアートの貨幣・信用論が備える整然とした理論的体系性を浮上させその総体的な意義を明らかにしようとした。

ステュアートの理論を貨幣的経済理論として成立させている核となる、その貨幣・信用論はどのような全体像となっているのか。このことを近年のステュアート研究の成果から抽出しようとした場合、そこには二つの課題が残されていることが見えてくるように思われた。一つは貨幣・信用論には高い評価がなされる一方貨幣本質論には極めて否定的な評価となっている点であり、二つは信用論を私的信用の原理に過渡に依拠して解釈する点である。

第1章「ステュアートの貨幣本質論」では一つめの課題をとりあげて、その理由をステュアートの貨幣本質論（計算貨幣論）に対する従来の解釈にあるのではないかと論じた。ステュアートは「貨幣を扱う場合にまずもってなすべきことは、混同されて主題の全体をはなはだ不明瞭たらしめている二つの概念（「貨幣」と「鋳貨」）を、分離することである」と述べて、鋳貨概念から切り離して貨幣（計算貨幣）概念を提起している。

ステュアートのこの貨幣（計算貨幣）概念とは、個々の多様な貨幣の現象形態を前にし

てそもそも「貨幣とは何か」と問うたところのもので、「価値を測定する不変の度量標準である」というものである。そして、一般に貨幣と混同されているとされるところの鑄貨は、貨幣（計算貨幣）の金銀による適用形態の一つ、実体化の一つのあり方なのであった。それゆえその適用方法・実体化のしかた如何によって、貨幣（計算貨幣）としての論理性が大きく損なわれたものにもなり得るし逆にその論理性が高く貫かれたものにもなり得るのである。ここでの一番のポイントは、貨幣とは度量標準でありそれは本質的に不変でなければならぬのに対して、鑄貨は本質的に変動にさらされるものでありその原理が根本的に異なるのだということである。さらに第二のポイントは、鑄貨は貨幣の一つの実体化形態にすぎず、貨幣＝鑄貨なのではない（貨幣は鑄貨だけで捉えられるべきものではない）ということである。

このように貨幣を、貨幣の本質とその実体化形態という立体性において捉えることでステュアートは貨幣的諸問題を論理的に解き明かしているのであった。そして重要なことはステュアートにおいてはこのように「鑄貨」や「銀行券」、「銀行貨幣」さらに「為替手形」にしても、これらはそれぞれに貨幣（計算貨幣）の適用化・実体化の一つのあり方だという点である。こうしてステュアートのこの広い意味での貨幣論は、鑄貨も信用による貨幣も共に一般性においては等しく貨幣としての共通性を持ち、他方でそのそれぞれの適用方法・実体化の方法の特殊性に応じて特殊の論理をもつという立体性において統一される形になっているのである。この観点から捉えるとステュアートの貨幣・信用論は、同時にこの広い意味での貨幣論としても構成されていることが明らかとなる。

第2章ではステュアートが信用論全体の基礎であるとする利子論について検討する。近年、ステュアートの利子論は流動性選好論であるという解釈が広く定着しつつあった。本章ではそれに対して、これは私的信用の原理に基づく利子の議論を過渡に一般化するものであり、その他の原理に基づく利子には該当しない解釈であると述べる。ステュアートは信用を私的信用、商業的信用、公信用の三部門に分け、この三部門構成にしたがって信用論を展開している。ステュアート利子論の原理的把握としてはこの論理構成に則してどのように利子が信用全体の基礎とされているのかと明らかにされなければならない。さらに重要なことは、ステュアートの利子論を三部門構成に則して体系的に捉える際、その三部門のなかでも商業的信用の原理に基づく利子が、論理的重要性において最も高いものとされているという点である。

第3章ではステュアートの銀行論を扱う。ステュアートの銀行論についての研究では従来、私的信用の原理に基づく銀行を主体に論じられてきた。銀行は私的信用に基づいて銀行券を発行すべきであり、商業的信用に基づいた発券はしてはならない——これがステュアートの銀行論の主張である、というのがこれまでの研究の解釈であった。しかしこれは端的には、銀行は富者への土地担保融資で発券すべきで、手形割引は危険なのですべきではない、ということである。それゆえこの解釈をもとにステュアート信用論の後進性ないし限界として論じられることもあった。本章では、従来商業的信用による銀行は危険であり「例外的」「間奏的」と消極的に位置づけられてきたことに対して、ステュアートはこれを回避すべきものというよりはむしろ不可欠のものとして位置づけていたのではないかと主張する。このように読むことによって、ステュアートの銀行論はある特定の与信方式を最善とする静態的な理論なのではなくて、社会のなかで信用が発展していくのに伴って銀

行の与信方式そのものも順次拡張していくべきものとして説いていることが見えてくる。ステュアートの銀行論はこの独創的な動態的銀行論となっている点にこそその意義が認められるべきなのである。

第4章「ステュアートの為替論」では、ステュアートの為替水準を平価に維持する提案をどう理解するかという論点から、彼の為替論に切り込む。この政策については今日、これは国際収支が黒字の時期、自国通貨が高くなってしまったことを是正するための臨時的な応急措置であると解釈されている。このような解釈の背後には、「経済的自由主義者ステュアート」という新しいステュアート像がある。すなわち為替も原則的には市場（手形市場）で決定され、為政者はあくまで臨時的・応急的にこの市場の補完作用をなすにすぎないという解釈である。本章ではそれに対してこの為替政策は国際収支の黒字期・赤時期を問わず常に採られるべきものだというのがステュアートの主張であるとする。自国通貨高に対する応急処置と捉えるのは、ステュアートの用語の誤解に基づいた解釈であることを示し、ステュアートは為替水準の変動が交易一般に害であるという認識に立って、為替手形が常に平価で流通するよう為政者のかなり強い管理を主張していることを明らかにする。ここで肝心なことは、このように捉えることで初めて、このステュアートの為替政策が、紙幣政策、鑄貨政策とともにステュアートの流通政策の三部門を構成していることが見えてくることである。為替論でのステュアートの主張は、為替手形という、対外流通及び商業流通の重要な貨幣を本質的な意味での貨幣＝計算貨幣に則して価値の安定した貨幣として流通させようということに他ならない。

第2章から第4章は主題は異なるもののその結論は同じ方向を指し示しており、ステュアートの信用論は私的信用の原理に過渡に依拠して捉えられるべきではなく、これはステュアートの計算貨幣論を踏まえて適切な信用貨幣の供給という課題を含みながら商業激震用を重要な契機として展開されているのだった。

第5章「ステュアート貨幣・信用論の構造」ではこれまでの議論を踏まえてステュアートの貨幣・信用論を、広義の貨幣論という観点からその理論的体系性を描く。ステュアートは貨幣概念を鑄貨概念から切り離して一段抽象度の高い概念として定立することによって、貨幣本質論—各種形態論（実物貨幣、各種信用貨幣）という立体的な論理構造を有することになったのであり、それが各種貨幣による流通を総体として捉える理論的枠組みを与えたのである。さらに重要なことは、この広義の貨幣論の論理構造はステュアートの経済理論全体の議論とパラレルになっており、貨幣的流通の歴史的な拡大を説明する歴史的・動態的なものとなっていることである。ステュアートの経済理論にあっては経済の発展とそれに見合った貨幣の適切な供給とは密接に結びついた問題であり、そこで伸縮の主要な役割を担うのが各種信用貨幣である。利子論・銀行論・為替論のいずれも、経済が発展し流通部面が分化していくなかで、それぞれの流通部面に則した貨幣が伸縮的に供給されるという全体的流れの論理となっているのである。